

佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市地域福祉計画を推進するため、佐倉市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 佐倉市地域福祉計画の進捗管理及び評価
- (2) 地域及び行政の現状の把握
- (3) 佐倉市地域福祉計画に関する各種検討
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第6項の規定による、地域公益事業の内容及び事業区域における需要についての提言
- (5) 次期の佐倉市地域福祉計画の策定に関する提言
- (6) その他佐倉市地域福祉計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者、関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、公開しないものとする。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置き、調査、研究等をさせることができる。

(謝礼金)

第9条 委員会又は前条の専門部会の会議に出席した委員に対しては、その出席の都度、予算の定めるところにより謝礼金を支払う。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において行う。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 21 年 3 月 23 日決裁 20 佐社第 748 号)

この要綱は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 8 月 12 日決裁 21 佐社第 309 号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 1 月 31 日決裁 23 佐社第 836 号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 2 月 18 日決裁 25 佐社第 933 号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 22 日決裁 28 佐社第 2358 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

学識経験者	1 人以内
社会福祉事業者	1 人以内
佐倉市社会福祉協議会	1 人以内
ボランティア団体	1 人以内
民生委員・児童委員協議会	1 人以内
地域団体	1 人以内
公募による市民	3 人以内